

国土動第133号
令和2年3月18日

各都道府県主管部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

宅地建物取引士証の記載事項（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。）第14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）等を踏まえ、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、希望する者に対して、令和2年10月1日以降、別紙1のとおり取扱いとし、当該宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。

なお、上記にあわせて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）について、別紙2のとおり改正を行い、令和2年10月1日から施行することとする。

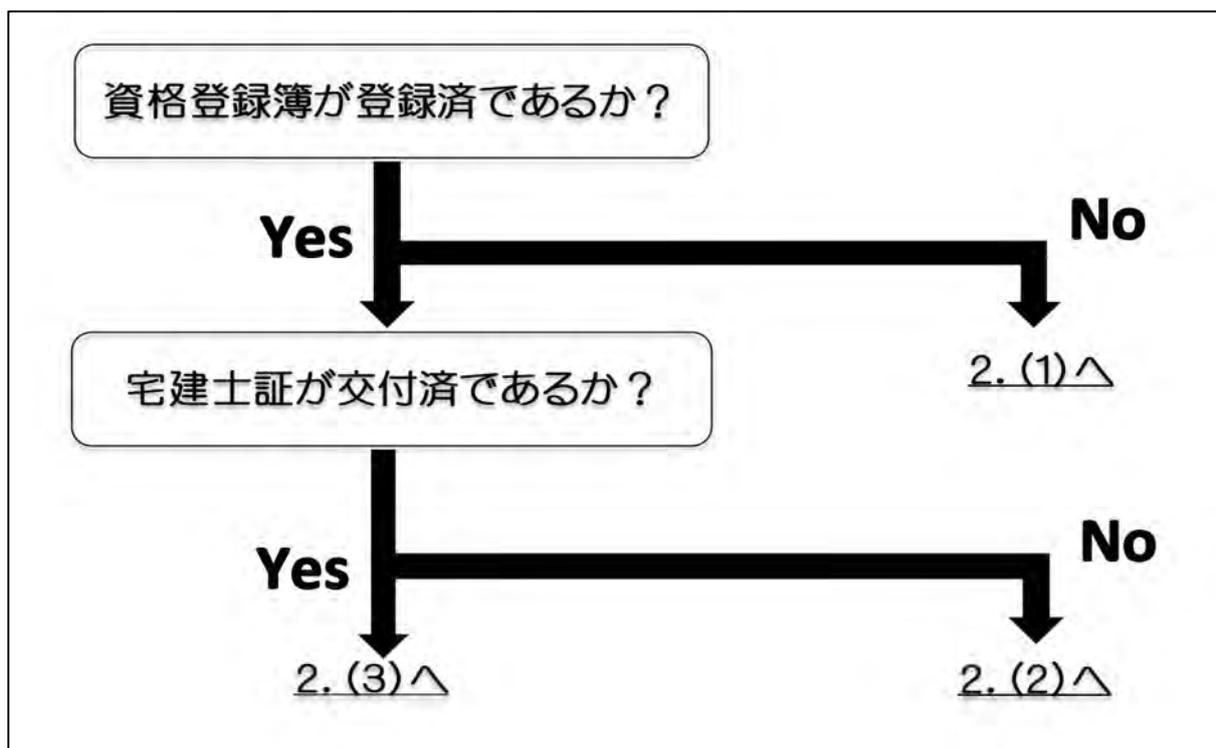
【別紙 1】

1. 宅地建物取引士登録事務等における旧姓使用の取扱いについて

- (1) 宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者（以下「希望者」という。）に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。
- (2) 旧姓とは、その者が過去に称していた姓であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。過去に称していた姓が複数ある希望者が複数の旧姓を使用することを避ける必要から、原則として、旧姓が併記された住民票により旧姓を確認することとする。
- (3) (1) の申請は旧姓併記（『現姓 [旧姓] 名前』）で申請するものとし、詳細については、「2. 旧姓使用希望者の申請手続等について」によることとする。
- (4) 旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、希望者は、業務において旧姓を使用してよいこととする。
例えば、宅地建物取引業法第 35 条及び第 37 条により交付する書面の記名押印、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票における宅地建物取引士の氏名などに旧姓を使用（『旧姓 名前』）してもよいこととする。
- (5) 業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、希望者が恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

2. 旧姓使用希望者の申請手続等について

< 旧姓使用希望者フロー図 >



(1) 資格登録簿が未登録の場合の申請書類

ア 登録申請書（様式第五号）

- ・申請者氏名欄、申請者に関する事項の氏名欄及びフリガナ欄は、旧姓併記（『現姓 [旧姓] 名前』）を記載することとする。

イ 宅地建物取引士証交付申請書（様式第七号の二の二）

- ・申請者氏名欄、氏名欄及びフリガナ欄は、旧姓併記（『現姓 [旧姓] 名前』）を記載することとする。

(2) 資格登録簿が登録済かつ宅地建物取引士証が未交付の場合の申請書類

ア 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

- ・申請者氏名欄、申請者に関する事項の変更後氏名欄及び変更後フリガナ欄は、旧姓併記（『現姓 [旧姓] 名前』）を記載することとする。
- ・変更前氏名欄及び変更前フリガナ欄は現在の氏名を記載することとする。

イ 宅地建物取引士証交付申請書（様式第七号の二の二）

- ・記載方法は（1）イと同じ。

(3) 資格登録簿が登録済かつ宅地建物取引士証を交付済の場合の申請書類

ア 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

・記載方法は（2）アと同じ。

イ 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四）

・申請者氏名欄、変更に係る事項の変更後氏名欄及び変更後フリガナ欄は、旧姓併記（『現姓〔旧姓〕 名前』）を記載することとし、変更前氏名欄及び変更前フリガナ欄は現在の氏名を記載することとする。

(4) その他

・宅地建物取引士証（様式第七号の三）の裏面の備考欄に、旧姓を使用している旨を明記することとする。

・旧姓使用をやめる場合は、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）及び宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四）を申請することとする。

<宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号)>

- ・申請者氏名、申請者に関する事項の変更後氏名欄及び変更後フリガナ欄は、旧姓併記で記載。
- ・申請者に関する事項の変更前氏名欄及び変更前フリガナ欄は、現在の氏名を記載。
- ・押印は現姓の印。

様式第七号 (第十四条の七関係)

(A4)
3:3:0

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和×年××月××日

東京都 知事 殿

申請者氏名
生年月日

国土【建設】 太郎
平成××年××月××日

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号
1 3 - X X X X X X

項番 ◎申請者に関する事項

11	変更年月日	R - X X 年 X X 月 X X 日
変更後	フリガナ	コクト [ケンセツ] タロウ
	氏名	国土【建設】 太郎

変更前	フリガナ	コクト タロウ	確認欄 <input type="checkbox"/>
	氏名	国土 太郎	

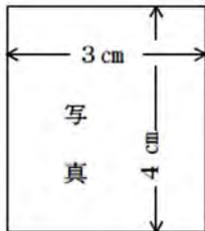
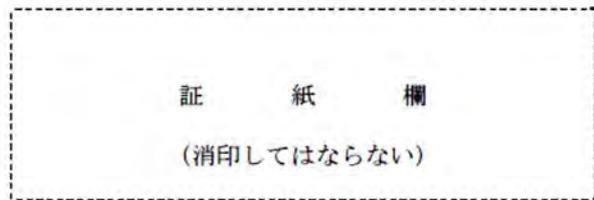
<宅地建物取引士証交付申請書(様式第七号の二の二)>

- ・申請者氏名、氏名欄及びフリガナ欄は、旧姓併記で記載。
- ・押印は現姓の印。

様式第七号の二の二 (第十四条の十関係)

(A4)
3:5:0

宅地建物取引士証
交付申請書



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和×年×月×日

東京都 知事 殿

郵便番号 (XXX-XXXX)
申請者 住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
氏 名 国土【建設】 太郎 印

申請の種類
1.新規
2.更新
3.登録の移転

1

受付番号
* | | | | | | | *

受付年月日
* | | | | | | | *

申請時の登録番号
1 | 3 | X | X | X | X | X | X | |

受講年月日
* | | | | | | | *

住 所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 電話番号 (03) XXXX - XXXX
(フリガナ) 氏 名	(コクド【ケンセツ】 タロウ) 国土【建設】 太郎
生 年 月 日	平成 XX 年 XX 月 XX 日

<宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四)>

- ・申請者氏名、変更に係る事項の変更後氏名欄及び変更後フリガナ欄は、旧姓併記で記載。
- ・変更に係る事項の変更前氏名欄及び変更前フリガナ欄は、現在の氏名を記載。
- ・押印は現姓の印。

様式第七号の四 (第十四条の十三関係)

(A4)

3|6|0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

令和×年××月××日

東京都 知 事 殿

申請者 発行番号 第××××××××号

郵便番号 (×××-××××)
住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

氏 名 国土【建設】 太郎 印

電話番号 (03) ×××× - ××××

受付番号

--	--	--	--	--	--

受付年月日

--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

1	3	×	×	×	×	×	×	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

受講年月日

--	--	--	--	--	--

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	(コト【ケンセツ】 知り) 国土【建設】 太郎	(コト 知り) 国土 太郎	令和×年 ××月××日

【別紙2】

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第二十二條の二關係 宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて（規則 第十四條の十一關係）</p> <p>宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよいこととする。</p> <p>ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。</p>	<p>（新設）</p>